

第4章

施策の体系～個別項目～



1. 健康・福祉

(1) 健康教育・健康指導の拡充

1) 健康習慣の確立への支援

人生の始点である最も重要な時期からの子どもの心身の健全な成長発達を助長するため、規則正しい生活・健康習慣の確立を支援するような健康教育、健康指導を成長(小児期からの健診時期)に沿って計画的に実施する。これをライフステージを追ってつなげていくことにより、児童・生徒の健康習慣を確立し、健全な母性をつくり、生活習慣病(成人病)を予防し、寝たきりの高齢者をつくらないことをめざす。また^{エイズ}AIDSなど新しい感染症についての正しい知識の普及に努める。

上記の目的を達成するうえで、学校保健との連携は重要である。成人期の各種健・検診時には、地域の中小企業などの産業保健との連携もはからなければならない。また、健康学習のプログラムを生涯学習プログラムの一部に組み込む方向での体系化を、関連部課の有機的連携のもとに推進する。

2) 健康管理データの一元化

市では、(財)武蔵野健康開発事業団、(社)武蔵野市医師会などと連携しながら、老・成人健診をはじめとする各種健・検診データ管理のシステム開発をおこなってきた。これに加えて、保健所で実施されていた母子保健事業が平成9年度から市に移管され、市が実施してきた事業と一元化されるので、乳児から高齢者までのすべての市民の健康管理データを保健センターで一括管理し、保健事業の効率的実施をはかる。

3) 健康づくり活動の支援

保健センター、総合体育館、高齢者総合センター、各コミュニティセンター、障害者総合センター、障害者福祉センターなどの施設で、市民の健康増進・機能訓練のための事業が実施されているが、健康推進員制度を設置し、さらに地域で活動している体育



指導員などの協力を得て、市民の自主的な健康づくり活動の支援を進める。

(2) 母子保健事業の充実

1) 相談・指導体制の充実

地域保健法の施行により平成9年度からは、妊婦健診、母親学級、乳児健診、3歳児健診などが保健所から移管され、市が実施してきた1歳6か月児健診、育児相談などを加えた母子保健事業が市に一元化される。このことにより、母親については妊娠―出産―育児に関すること、乳幼児については0歳から学齢期前までの各種の健診、心身障害児早期発見のための各種検査、健康教育などが統合される。一貫性あるきめ細かいサービスを提供するため、専門職員による相談・指導の体制を充実する。

2) 障害児早期発見の窓口設置とネットワークの形成・生涯健康への支援

母子保健事業の実施主体が市に一元化されることにともなって、障害児の早期発見、相談、支援のための窓口を保健センターに設置する。保健センターは医療機関、教育委員会、障害者総合センターなどの関係機関と有機的な連携をとり、障害児早期発見のためのネットワークを形成する。また、ノーマライゼーションの観点から障害児の生活環境の点検をおこない、障害児(家庭)へのケア、就学・生活への支援をおこなう。この中で、障害児の生涯健康の

視点から、基本的な生活習慣を定着させるための指導計画を立て、実施に向けて支援する体制を整える。

(3) 予防接種個別化の推進

予防接種による健康被害を少しでも減らすため、被接種者の体調を把握しているかかりつけ医による接種体制が求められている。医師会との十分な協議を進め、より安全性の高い予防接種を効率的に実施する。

(4) 地域ベースの保健医療供給体制の強化(→32頁)

1) かかりつけ医の普及

市民の健康維持を支援するために、誰もが健康管理について気軽に家族ぐるみで相談できるかかりつけ医の普及と訪問診療・訪問看護などの促進をはかり、一次医療機関などによる24時間対応の体制を構築していく。

2) 医療機関どうしの連携と病床の確保

入院治療が必要となった場合の病床は、市内の全医療機関の空床情報の一括管理により、医療機関どうしで調整できるようにする。さらに、増床が計画されている武蔵野赤十字病院を市の地域支援病院として位置づけ、市民のための病床を一定数確保する。これは市民のための在宅ケアの緊急時支援と高度医療の実施をめざしており、診療所から地域の中核病院への紹介・逆紹介並びにオープンシステム*1化を通じ、診療所と病院間、病院と病院間の機能分担と連携をはかる。

(5) 福祉施策の体系的整備

1) 福祉施策の展開

現在のように豊かで働き方・生き方の多様な社会では、市民生活の安心・向上をめざす福祉体系は明確な理念の下に、時代のニーズにあわせて築かれなければならない。行政と市民は、その実現に向け各々の役割・機能を果たす必要がある。本市では一方で国の福祉施策の流れに沿いながら、他方では市独自の先駆的な事業を展開してきた。【図10・11】は、高齢者と障害者福祉関係予算（施設建設費は除く）の推移を示している。【図12・13】は、高齢者と障害者福祉施設の配置図である。高齢者在宅福祉サービスの実績を【表5】にまとめた。

2) 公的介護保険への対応

介護保険の導入は、かえって従来からの施策推進を困難にするおそれすらある。公的介護保険が導入される場合には、財源と事務体制のほか、現行の行政サービス・福祉公社のサービスとの機能分担を明確にし、相互の補完関係について予め検討しておく必要がある。

3) 体系的整備の指針

今後は、高齢化がいつそう進展するとともに財源・人材の制約が大きくなることが確実であり、良質で効率的な福祉サービスを、市の伝統を生かしつつ再構築する必要が生じている。

そのためには市民が、健康で障害を生じないような生活習慣を持つことを基本にすえ、以下のことを進める。

- ①病気や日常生活に障害を生じた場合にも、できるだけ自立を助け促進するような援助をおこなう。
- ②社会的変化に応じ、市民ニーズの優先順位に従った福祉制度の組替えをおこない、基盤整備を進める。

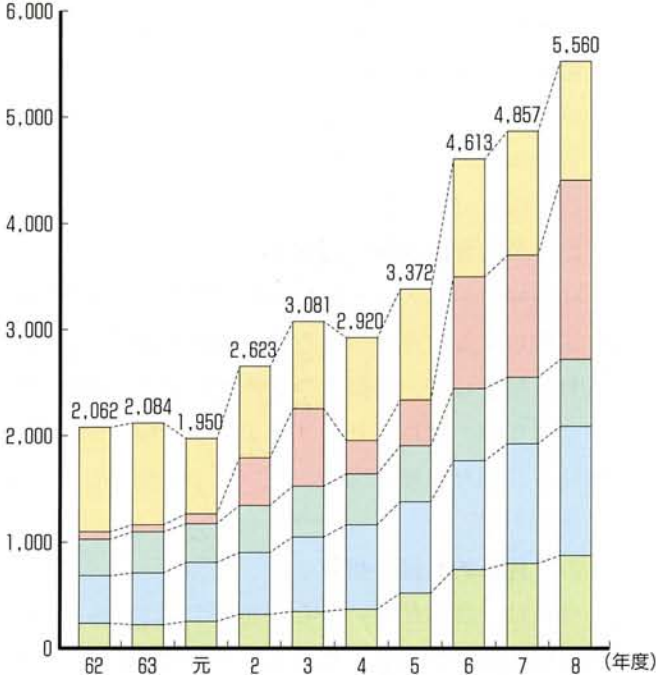
*1 オープンシステムは、各病院・診療所の医師会員が自分の患者を入院させて、病院の医師と協同診療をおこなうことのできる開放型病床、および紹介した医師が紹介患者の入院後の経過をいつでも来院して参照することができる登録医システムのことであり、医療連携による病床の円滑な運用を目的とする。

- ③医療と保健・福祉の連携・融合を市民にわかる形で早急に実現する。
- ④市民の自主的な意欲を尊重する方向へ行政の意識を改めつつ、自主的活動への支援・協力を強化し、きめ細かな市民の相互援助のシステムの構築を促す。
- ⑤支援サービスのネットワークを住宅、建物、道路

および交通体系などの物的な福祉環境によって支える。

- ⑥財武蔵野市福祉公社は、社会福祉法人武蔵野との調整をはかりながら機能を整理し、新しい事業を開発・展開することをとおして、加入者の拡大に努める必要がある。

図10：高齢者福祉関係予算の推移

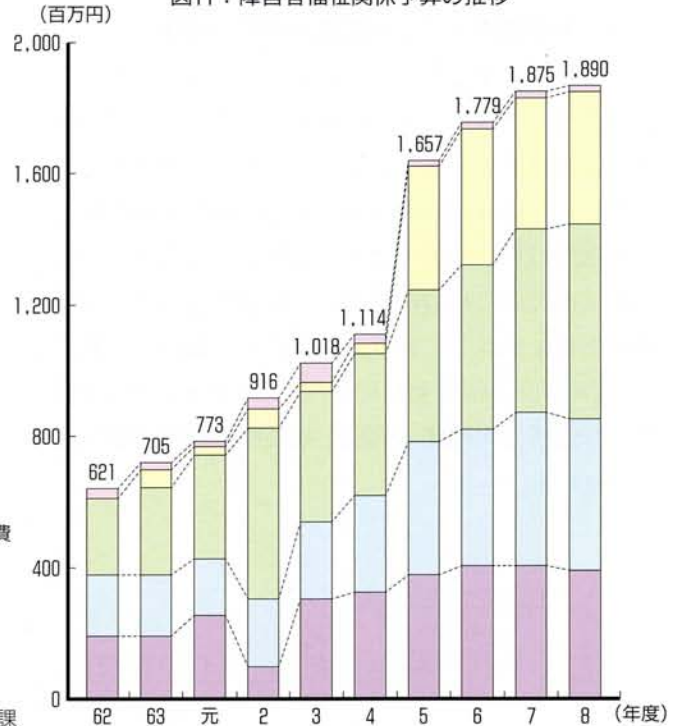


- その他の老人福祉費
- 施設関連管理運営費
- 手当関係費
- 老人ホーム入所措置費
- 在宅老人福祉費

注) その他の老人福祉費の主なものは、老人保健特別会計繰出金、福祉公社・シルバー人材センター・老人クラブ関係費など。

資料：福祉保健部福祉計画課

図11：障害者福祉関係予算の推移



- その他の障害者（児）福祉費
- 施設関連管理運営費
- 手当関係費
- 施設入所措置費
- 障害者（児）在宅福祉費

資料：福祉保健部福祉計画課

図12：高齢者福祉施設の配置図



図13：障害者福祉施設の配置図

今後の福祉サービス充実の方向としては、ソフト改善の重視、現金給付からより必要性の高いサービスへの転換、保健・医療との連携・融合、福祉のまちづくりの推進などが重要である。

現在、試行・計画中の24時間巡回型ヘルパーの派遣、ヘルパー・施設職員など人材の育成と確保、駅のエスカレーター設置などを、地域福祉計画・高齢者保健福祉計画^{*1}の見直し、障害者計画の策定とともに推進していく。

■表5：武蔵野市の高齢者在宅福祉サービス

		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
食事サービス (条例分)	受給者数	264	280	271	299	292
	配食数	38,837	39,281	39,610	41,196	42,227
	金額	61,688	62,686	68,015	69,928	70,920
ヘルパー派遣	世帯数	393	515	561	564	626
	のべ回数	15,548	17,978	22,000	24,587	27,954
	金額	56,053	66,416	90,027	98,750	100,731
デイサービス	施設数	3	3	4	5	5
	のべ回数	15,480	15,820	17,746	21,792	26,138
	金額	138,637	159,585	227,490	291,457	352,917
ショートステイ	実人員	201	166	140	167	165
	のべ人員	366	350	351	409	433
	のべ日数	2,955	2,719	3,314	4,365	7,210
金額	48,681	48,459	47,850	61,200	69,956	
入浴サービス (在宅分)	のべ回数	3,190	3,616	4,538	4,831	5,393
	金額	44,476	51,398	66,364	71,354	80,356
福祉用具 貸与 (給付)	ベッド	50	41	74	212	264
	ポータブル	22	17	49	81	104
	車椅子	59	50	71	212	251
	入浴補助器具	20	38	72	156	187
	金額	13,041	14,239	33,061	61,091	60,960

(注) 金額は決算額で単位千円。ショートステイについては、平成6、7年度の吉祥寺ナースング分の費用を除く。
資料：福祉保健部福祉サービス課



(6) 高齢者保健福祉計画の実施・強化

1) 実施状況の点検

武蔵野市高齢者保健福祉計画の実施状況を点検し、遅れているものについては実行を急ぐ必要がある【表6】。とくに老人保健施設、ショートステイ、デイサービスセンターなどの増設や、ホームヘルパーの確保に重点的に取り組む。

2) デイサービス・ショートステイの拡充

具体的計画としては、緑町団地の建て替えにともなう老人保健施設や、小金井あんず苑^{*2}の中の一定数ベッドの確保、吉祥寺東町と境南町のデイサービスセンターなどがある。ショートステイについては、介護者の急病時などにも対応できるように、常に一定数のベッドを確保しておく。また、老人保健施設や有床診療所などとの連携により、市民の利便性を向上させる。

3) ヘルパーなどの人材の養成・確保

高齢者が在宅で家族と一緒に安心した老後をおくれるよう、新設の24時間巡回型ホームヘルパー制度を拡充するとともに、グループホーム^{*3}の設置を検討する。人材の養成・確保については、専門職養成のあり方や処遇の改善、市民事業型ヘルパーやボランティアの講習・研修の方法、医療職員と福祉職員、施設職員と在宅福祉職員の連携を強めるための方策、福祉公社フレックス・ヘルパーの再検討、市民団体による活動の基盤整備などをおこなう。

4) 高齢者保健福祉計画の見直し

新ゴールドプランに基づき、計画全般を見直す必要があるが、その際には単なる数値目標の改定にとどまらず、市民ニーズを的確に把握しそれらを反映したシステムの構築を検討する。たとえば、既存福祉施設についてのスクラップ・アンド・ビルド（養護老人ホームや軽費老人ホームの特別養護老人ホーム

*1 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法と老人保健法で義務づけられた地方自治体の行政計画。高齢者の人口や住民の保健・福祉ニーズの的確な把握、サービスの実施状況、サービスの資源などをふまえて、サービスの具体的目標を立案する。
*2 あんず苑（所在地：境1-18-5）は、勸天誠会が運営する老人保健施設。小金井あんず苑は平成9年度に小金井市前原町に開設されるもので、短期入所用ベッドの確保のほか、デイケアセンターの利用も検討されている。
*3 グループホームは、障害者・高齢者が地域の中で自立した生活を送るために、必要な設備および介護を提供する居住施設で、10人程度の小規模なもの。

ムへの転換・転用)、保健・医療・福祉の接点としての在宅介護支援センターの機能強化をはかるホームヘルパー・ステーションや訪問看護ステーションの併設・近設などである。さらに各種施設を柔軟かつ有効に活用し、直接的な対象者のみならず、より多くの人々が利用できるようにすることを検討する。

5) 痴呆性高齢者への支援

東京都の調査によれば、寝たきりでない痴呆性高齢者の数は、高齢者人口の3%程度と予測されている。生きがいや健康づくり事業などの面からも、痴呆症発現の抑制をはかるとともに、痴呆性高齢者のグループホームなど、安心して生活できるような支援事業の検討をおこなう。

■表6：高齢者保健福祉計画の実施状況

項目	平成11年度目標値	現状(平成8年6月)	達成率
ホームヘルパー	434人	235人	54.1%
ショートステイ	のべ 10,020日	のべ 7,210日	72.0%
デイサービスセンター	7か所	7か所	100.0%
在宅介護支援センター	6か所	5か所	83.3%
*訪問看護ステーション		2か所	
*配食サービス	(9万食/年)	約8万食/年	88.9%
特別養護老人ホーム	330人	280人	84.8%
*養護老人ホーム		28人	
*軽費老人ホーム A		50人	
*軽費老人ホーム B		100人	
ケアハウス	30人	30人	100.0%
老人保健施設	95人	20人	21.1%
シルバーピア	400戸	201戸	50.3%

*印は高齢者保健福祉計画に具体的目標値が書かれていないが、参考に記載した。
資料：福祉保健部福祉計画課



6) 機動的な運用

なお、高齢者むけの各種サービスの充実に関しては、できる限り共通部分は障害者の利用を認めるべきであり、民間施設を含めた各種施設の柔軟で機動的な運用が望まれる。さらに、将来的には教育機関・施設との協力・連携も必要であろう。

(7) 高齢者の雇用機会の創出と訓練

高齢者の経済的安定と社会参加・貢献による心身の健康の維持は高齢社会の重要な課題である。個々の高齢者の状況は千差万別であり、それらに適合した多様な雇用機会を確保する必要がある。他方、これらの就業の場は、地域住民と地域産業のニーズに応じたものであることが大切であり、高齢者の状況と地域のニーズに応じた就業と訓練の機会を開発する方策を検討していく。

(8) 障害者計画の策定と実施

今まで個別적으로おこなわれてきた心身障害者への施策について、毎日の生活に必要なサービスを、ライフステージを通じて体系的に整理し、整備することが必要である。第三期基本構想・長期計画においては、このような課題に取り組むための常設の協議会の設置が提言されており、本調整計画期間中にその実現をはかる。

1) 障害者計画の策定

国は全国的な障害者へのサービス供給体制整備の遅れを取り戻すため、障害者計画策定の方針を打ち出しており、本市もその方針に沿って、市の障害者計画を策定する。とくに精神障害者の生活支援に関しては、平成7年に精神保健福祉法も改正されており、その精神に基づくいっそうの努力が必要である。障害者計画の策定は、障害者のニーズを汲み上げ、

それに応える体制を整備するための最大のチャンスであり、当事者の要望を十分に吸収する策定システムを工夫すべきである。まず障害者を含めた市民参加で策定することが基本となる。

2) 障害者福祉の充実

障害者に関しては、従来、医療的サービスは相対的に保障されていたが、今後は福祉ニーズへの対応を充実していくことが課題である。

- ①養護学校卒業後の障害者の新たな社会参加の場を確保する。たとえば既存の授産・更生施設の分室設置の検討や、民間共同作業所の設置と支援、企業内作業所や農業従事の可能性などを検討する。また、自閉症児の卒後就労や余暇問題への対策も考慮する必要がある。
- ②グループホームについては、さまざまな障害者のニーズを考慮して設置を検討する。
- ③精神障害者の社会復帰支援のための取り組みについては、相談窓口・生活支援を充実するなど、具体的な施策を検討し、実施する。
- ④桜堤団地の建て替えにともなって、福祉施設を併設する方向で検討を進める。
- ⑤障害者福祉センターと障害者総合センターとの機能分担の明確化をはかる。障害者福祉センターは、障害者のリハビリテーション、緊急一時保護や家族介護者の休息ケアなどを中心とする専門的サービスを強化することとし、専門スタッフの拡充を検討する。
- ⑥遠隔地にある障害児・者の居住施設に入居している市民ができるだけ早く都内施設に移れるよう、広域協力を含めて方策を検討し、都にも働きかける。

(9) 食事サービスシステムの構築

「健康は食習慣から」と言われるように、食事の内容、時間、人とのふれあいなど、食生活のあり方は市民の健康に大きな影響を与える。

市では、高齢者のための食事サービスを昭和47年から実施しているが、利用ニーズの深化と増大にともない、その調理施設や人材の確保が課題になっている。他方、児童数減少による学校給食数の減少は、共同調理場などの調理体制に余裕を生じさせており、学校給食体制の抜本的見直しが必要になっている。

高齢者・障害者などの市民のニーズに応じてサービスを提供するために、施設・スタッフを有機的に活用する新しいシステムを検討し、既存の各食事サービスのあり方を見直すとともに、合理的な料金体系の下で一貫したサービスを提供できるよう食事サービス全般を再構築する方向に進める。



2.教育・文化・コミュニティ

(1) 子ども施策の充実

1) 子ども育成施策の展開

少子化にともなう子ども人口の減少、地価の高騰による住宅や都市空間の狭あい化、自然環境の喪失、過剰な情報化の進展、家庭やコミュニティの子ども育成力の低下などの影響によって、子どもの生活環境は著しく質が低下している。このような事態は長期的な悪循環に陥り、地域社会の空洞化につながりかねない。このような観点から、子どもが生き生きと育つ環境を整備し、地域社会の活力の維持に努めることを本調整計画期間の重点的な施策領域とする。家庭、地域社会と連携を深めつつ、市の事業の横断的な組織化をおこない、先進的な施策を強力に推進していく。

就学前、小学校、中学・高校など、年齢期ごとの子ども・青少年の多様な生活実態の把握に努め、市として必要な対応を洗い出すとともに、それらを発達の視点から年齢縦断的に体系化することを目的として、全児童を対象とする「子ども育成基本計画」を策定する。専門家と市民からなる委員会を設置し、武蔵野市の子ども関連事業全般の再構築をおこなう。

計画の策定にあたっては、子どもの視点に立つことを原則とし、

- ①子どもの成長の受け皿となる「子どもコミュニティ」の育成
- ②都市に生きる子どもたちの新しいライフスタイルの創造
- ③積極的な「子どもの権利」の保障

を目的として、子どもたちの生活環境の向上をはかる具体的な「地域プログラム」の開発を重点とする。子どもの安全な往來を保障する「子どものモビリティ向上」(→62頁)についても研究を進める。当事者である子どもの声を計画段階から生かす工夫が必要

* 1 武蔵野市子ども協会は、青少年の健全育成事業の企画・実施、地域住民による育成活動の活性化を目的とする外郭団体。現在は「0123吉祥寺」の運営をおこなっている。

となる。

家庭、地域社会、学校との連携を深めることに留意し、青少年問題協議会など地域団体の活力を生かしていく。また、校庭・図書室などの学校開放をさらに推進し、学校を子ども施策の拠点としていく。平成4年に設立された「子ども協会^{*1}」の事業の拡大も期待される。

2) 子育て支援

子育て期にある家庭の支援については、適切な規模の住宅供給の誘導、公園・緑地の豊かなゆとりある生活環境の創造、さまざまな市施設の子ども連れ利用者への積極的配慮、共働き家庭の仕事と子育ての両立への支援、地域ぐるみで子どもを育てる共同意識の涵養など、国のエンゼルプランなどとの整合性を確保しつつ、施策の検討を鋭意おこなう。

- ①「0123吉祥寺」については、新しい試みが多くの利用者によって支持され、他地域での設置の要望も出ている。既存の施設・施策との関連も含めて、全市的なバランスを考慮し増設について検討する。
- ②子どもの成長段階にしたがって、幼児期、低学年など親の自主的学習グループを育成する。また、産前産後の育児支援のケアボランティアなどニーズの高い子育て活動の支援には、幅広いボランティアの参加を促す。男女共同参画社会形成の観点をも配慮しつつ、学校教育・生涯学習、コミュニティ活動の分野とも連携して積極的に人材登録をおこなうことを検討する。



0123吉祥寺

③身近な子育て相談の場を提供するため、市内の子ども関連施設のネットワーク化や役割の整理をおこなう。また、コミュニティセンターとの連携も深めていく。都が構想を進めている「子ども家庭支援センター^{*1}」のあり方については、子育てに関する地域ベースの情報提供、相談、サービス提供、地域組織化の拠点として位置づけ、子ども育成基本計画の中で検討していく。

3) 保育園

多様化する保育ニーズに柔軟に対応するために、保育サービスの見直しをはかり、きめ細かな保育が行き届くように配慮する。緊急時保育、定曜日保育、一時保育などを各保育園の特色を活かして実施していく。また、保育園施設の計画的整備をすすめ、乳児定数の増員をはかる。また、民間保育所や保育室・家庭福祉員（保育ママ）の役割を重視し補助を続けるとともに、家庭福祉員については、制度を再検討し機能を強化する。多様化する保育ニーズに積極的に応えるために、従来の措置型保育に加えて、契約入所制度の導入も検討する。

4) 幼稚園

私立幼稚園は、少子化による幼児数の減少により定員割れが生じるなど困難な状況にある。地域の子ども育成の重要な施設であることから、子育て支援の拠点のひとつとして位置づけ、新たな支援の可能性を検討する。各園の自主性を尊重しながら連携し、活性化をはかっていく。

市立境幼稚園については、唯一の公立幼稚園であり、幼児教育の研究園としての活動、市立小・中学校との連携、子育てのための学習や相談の実施など多様な教育活動についての実績によりその存在意義は大きい。しかし、少子化の現状や他の社会情勢との関係などの点から見直しが必要となっている。今

後のあり方については全児童対策の観点を含めて総合的に検討をおこなう。

5) 学童保育施策のあり方の検討

学童保育の全般的なあり方は、総合的な子ども育成基本計画の策定をまわって、全児童を対象にした施策の中で検討する。なお、校外施設となっている学童クラブの小学校内および隣接地への移転や障害児の受け入れについても検討していく。

(2) 学校教育の充実

1) 魅力と特色ある学校教育の推進

市立小・中学校では、セカンドスクールの実施、チームティーチング^{*2}、鑑賞教室・科学教室、コンピュータ教育、国際理解教育、不登校児童・生徒の訪問相談など、市立学校を魅力的にするさまざまな試みがきめ細かにおこなわれつつあるが、それでも、市立離れの傾向に歯止めがかかっているとはいえない【図14】。

また、市立小・中学校においては児童・生徒数の減少により学校施設には余裕が生じている。他方、過密なカリキュラム、低学年からの教育熱の高まりによって、学校生活からゆとりが失われている。これらはファミコンなどの屋内遊びの浸透と相まって、子どもたちの生活体験の不足や体力の低下を招いている。学校施設の余裕を生かして、ゆとりのある学校生活を生み出す工夫をおこなうことが期待される。

今後、さらなる少子化、完全学校週5日制の実施など、より大きな状況の変化が待ちうけていることを見こして、子どもの「生きる力」を伸ばす教育をおこなうため、以下の施策をいっそう推進していく。

①地域の有能な人材をパートナーとして学校に導入し、課外活動や多様な分野の教育を積極的に開発する。

*1 子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供、地域組織化活動などのために、東京都の児童福祉審議会が設置を提言した施設。平成17年度までに各市町村に1カ所以上設置が必要としている。

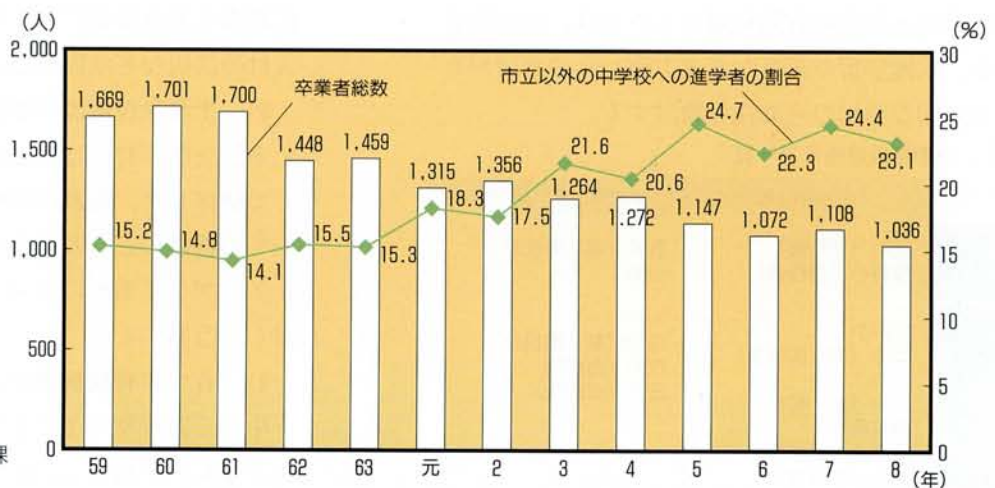
*2 チームティーチングは、複数の教師がチームを組んで弾力的に指導する方式。

*3 帰国・外国人児童生徒支援とは、帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が円滑に学校生活を送れるように、教育上の相談活動、日本語の指導や英語・中国語の外国語保持教室の開催などを実施するプログラムのこと。

- ②社会体験に乏しい現代の子どもたちに、ボランティア活動をうながし、生活力を高めるとともに、多様な人々への共感力を養う。
- ③とかく画一的になりがちな学校文化の見直しをはかり、子ども一人ひとりの個性が尊重されるルールを確立する。
- ④高齢社会に対応する教育の充実をはかるため、「ふれあいプログラム」などを進め、子どもと高齢者の日常的な交流を深める。
- ⑤セカンドスクールの本格的・効果的な実施をはかり、長期滞在型の生活体験・自然体験学習の成果を高めていく。そのためには、指導・運営体制を充実するとともに、姉妹友好都市などに拠点となる施設づくりを検討する。

- ⑥帰国・外国人児童・生徒の受け入れについては、スペイン語などの言語圏からの児童・生徒にも対応できるよう支援体制を整備し、国際化に対応する教育をいっそう充実する。
 - ⑦児童・生徒の健康づくり推進計画を策定し、健康教育を充実する。
 - ⑧環境問題を通して主体的に社会参加していく態度を身につけるための環境教育を充実する。
 - ⑨障害児教育については、専門的な研究や相談などの面でいっそうの拡充をはかる。
- これらの積極的な試みを可能にするために、現在おこなわれている学校評価に加えて、外部の評価を適切に採り入れ、大胆に学校経営のあり方も見直す。

図14：市立小学校の進学状況(各年3月)



資料：学校教育部学務課



2) 市立学校の計画的な整備の推進

本市の小・中学校の校舎の建設は昭和40年代に集中している。耐用年数だけから見ると、将来、校舎棟や体育館、プールの改築が集中する可能性がある【表7】。校舎改築は、単に耐用年数からだけではなく、児童・生徒のためのよりよい教育環境の整備や地域との強い関わり合いという社会的な要請の観点からも検討されるべきである。平成8年度に完成した千川小学校の成果や第四中学校など他の地域開放型施設の利用状況などを参考にし、老朽化、教育効果、適正配置、生涯学習機能などを踏まえた全市的な長期の学校改築計画を策定する。その際、許容される学校間格差の程度についても検討が必要であろう。魅力と特色ある学校の計画的な整備を積極的に進めていく。

また、児童・生徒の減少にとまらぬ生じる市立小中学校の空き教室の有効利用については、学校教育のほか、生涯学習や福祉など多方面からの要請があり、多目的な利用の可能性を検討する。

■表7：小中学校建築年次一覧

	小学校	中学校
昭和30年代	五小（北校舎） 桜野小（西校舎）	五中（北・南校舎） 一中
昭和40年代	千川小 二小（東・西校舎） 一小 三小（第1校舎） 関前南小 境南小（東校舎） 四小（北校舎） 五小（西校舎） 大野田小 三小（第2校舎） 井之頭小	二中（東・西校舎） 六中（西校舎） 三中（南校舎）
昭和50年代	境南小（西校舎） 桜野小 四小（南校舎） 本宿小	四中 六中（東校舎） 三中（東校舎）

資料：学校教育部庶務課

③ 生涯学習の推進

1) 市民保養施設の拡充(→33頁)

富士高原学園については、優先事業(3)で述べたとおり、自然体験活動やスポーツ活動の場として広く利用されるよう改修をおこなう。

また、川上村の市立自然の村については、主に青少年の野外活動施設として活用されているが、平成13年に20年間の借地期間満了を迎えることとなる。その後の利用構想については、費用対効果の検討を踏まえた上で、策定していく。

2) 生涯学習推進体制の整備

生涯学習の体系化をはかり、市内の推進体制を充実するため、生涯学習推進計画を策定することが必要である。その上で、多様な学習機会や生涯学習情報の提供、相談業務の促進などをはかっていく。

周辺5大学の共同事業を進め、公開講座の共催や市民聴講生派遣事業だけでなく、引き続き大学施設と人材の活用など学習機会の拡大をはかっていく。

3) 生涯学習施設の整備

市民会館体育館は老朽化が進み、平成8年度に閉館して解体した。施設の規模から、既存の体育施設としての機能にとらわれずに、市民会館機能をレベルアップした市民のニーズに応える施設の設置を検討し、改築する。

4) 青少年育成施策の充実

中学・高校期の子どもたちの健全育成をはかるため、中高生が自由にのびのびと活動できる施設や機会の創設に努める。このような青少年育成活動の拠点となる「青少年子どもセンター」の設置については、総合的な子ども育成基本計画の中で、子ども関連諸施設との関連で検討する。

国内の友好都市やハバロフスク市との青少年交流事業を推進するほか、指導者講習会や子どもリーダー



ハバロフスクの青少年と野鳥観察。
未来の地球環境の担い手たちです。

一講習会を引き続き開催し、地域リーダーの養成をはかる。また、子どもたちにとって最近顕著に悪化の傾向にある風俗産業、ピンクチランなどの問題については関係機関と協力して積極的に対応していく。その際、PTA・青少協・学校施設開放・ボランティアセンターが連携を強化し、学校と協力しながら、地域で子どもを育成することをめざす。

5) 図書館ネットワークの形成

武蔵境駅周辺に図書館を新設することを引き続き検討するとともに、建て替えがなった中央図書館を核とした大学図書館などとの図書館ネットワークサービスを早期に完成させ、図書・資料のより充実した利用環境を提供する。

6) 市民スポーツの振興

総合体育館を中心とした市内のスポーツ施設のネットワーク化をはかり、多くの市民が適切な運動習慣を維持できるよう地域での健康・体力づくりを展開する。その際、有能な指導者の存在が欠かせないので、指導者の養成とその人にとって活動しやすい環境づくりをめざす。

さらに、市、スポーツ振興事業団および体育協会の連携を強化し、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを検討する。

また、吉祥寺圏および武蔵境圏の中型体育館の設置は慎重に検討する。

(4) 市民文化の創造

1) 歴史資料館の設置(→33頁)

歴史資料館は、優先事業で述べたとおり、既存建物の利用を念頭に設置の準備を進めるが、その際民俗資料館の機能も含めた施設の可能性も検討する。

2) 美術施設の建設

中規模の美術施設を、市の西部地域に、地域のまちづくりの基本方針に沿って建設することとして財政上の努力をするとともに、予算の見通しが立った時点で建設できるよう準備に着手する。この準備をする主体として、有識者からなる少人数の委員会を設置して、以下の作業をおこない、1年を目途として市長に報告することとする。

- ①関係市民からのヒアリングを含むコンセプトの整理
- ②ニューズレターの発行を含む情報発信の組織化
- ③候補地の選定
- ④規模や部屋割りなど建物利用形態の大綱の立案
- ⑤設計をコンペでおこなうための仕様の大綱の立案
(コンペの審査は専門家からなる別の委員会による)
- ⑥施設運営の主体や規則などの立案(運営の実施は専門家からなる別の組織による)

3) 市民の自主的な文化活動の支援

既存の施設においては、整備だけでなく、施設をいかに活用するかは市民文化の発展にとって重要である。利用する市民の声を聞きながら、練習の場や発表の場を確保し、自主性が発揮できるような活動を支援していく。また、施設を管理運営するにあたり創造性の開発や個性的な世代を育てることを目標に引き続き多様な試みを実施していく。



市民文化祭

男女共同参画社会について
考えるつどい



(5) 女性施策の展開

武蔵野市では、市民が性別によって差別されることなく、自らの選択に基づいて、社会の活動に参画し、その能力を十分に発揮して充実した人生を送ることができる社会の建設をめざして、女性施策を進めてきた。

平成2年には「武蔵野市女性行動計画」を策定し、「市民のつどい」の開催、女性問題に関する意識調査の実施、女性資料コーナーの設置、情報誌「まなこ」の発行、女性団体名簿の刊行と団体交流会の開催などを通じて男女平等意識の啓発、地域参加の機会拡大、女性問題の研究・調査などをおこなってきた。

企業中心社会のゆきづまり、高齢化・情報化など社会の変容は急激であるが、新しい時代に適合するライフスタイルを逞しく模索している市民も多い。中でも生活の場である地域に密着した位置にいる女性が、自らの生きがいの問題として社会のために働く機会を求めている事実は、これからのコミュニティにとって貴重な潮流であり、それを促す環境を速やかに整備しなければならない。そこで、

- ①福祉や教育など公益性のある課題に関わる女性グループに対しては、自主性を最大限尊重しながら、合理的に支援できる行政メニューを開発する。
- ②行政委員会や市民委員会での女性委員の増加をはかるなど、政策決定の場での女性の活躍の機会を格段に広げる。
- ③女性のための職業講座や母子家庭の母親のための就業実用講座などの開設をおこない、市として可能な就労環境の整備をおこなう。
- ④第三期長期計画の期間内に研究することとされている「むさしのヒューマンプラザ(仮称)」は、女性の自立支援と男女共同参画型社会の実現をめざしたものである。その実現にあたっては、既存の

組織との調整をはかりつつ、ボランティアのネットワーク・ノード(結節点)の一つとして位置づけ、人材バンクの機能をもたせる。現在成立に向けた論議がなされている「市民活動促進法(NPO法)」の趣旨に沿うよう市民活動を支援する体制を整備するとともに、多様な活動に開かれた組織づくりをうながす。

(6) コミュニティの活性化

1) コミュニティセンター機能の活性化

コミュニティセンターの運営は現在、コミュニティ協議会に委託されており、管理運営費は市が補助金を交付している。引き続き、自主参加・自主企画・自主運営の三原則に基づいた活動を支援していく。

具体的には、特別事業交付金の制度^{*1}を拡充し、幅広い市民が自発的なコミュニティ形成活動をおこなうことを積極的に支援する。コミュニティセンターが相互に交流できるしくみや、人的交流や情報交流のしくみも検討し、コミュニティ活動推進者の育成・開拓を支援していく。すべての年齢層の住民が参加できるコミュニティづくりをめざしていく。

また、コミュニティセンターが地域に果たす役割についても検討を開始すべき時期にきている。現在、市民社会福祉協議会が進めている小地域福祉活動はコミュニティセンターが拠点としての機能を果たしている。また、防災拠点としての機能や、地域の子育てネットワークづくりなど、コミュニティセンターが自発的な住民活動の場として大きな役割を果たすことが期待される。

さらに、コミュニティ活動が幅広いものになるた

*1 特別事業交付金制度とは、コミュニティ活動の推進とその活性化をはかるためコミュニティ協議会がおこなう文化事業やスポーツ事業などの特別事業に対して、必要な補助金を交付する制度。

めには、高齢者総合センターや保健センターなどの専門館と連携して、各種の講座やイベントを実施することが望ましい。その際、専門館も人的、物的な支援体制づくりを進める。

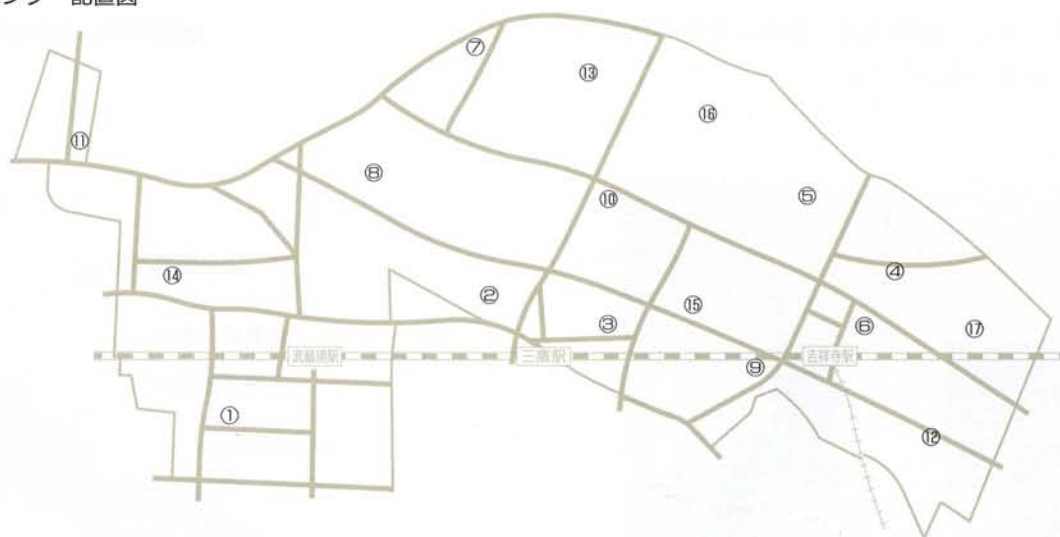
2) ボランティア活動の活性化

現在、主として教育や福祉の領域でボランティアが果たす役割は大きく、市民の自主的な活動なしには求められるサービスの質をとうてい確保することはできない状況となっており、今後ともその役割に期待するところは大きい。

また、防災の領域についても、阪神・淡路大震災以来、ボランティアの重要性は広く認識されるようになってきている。これは、市民が決定し、市民が担うという本来の自治の理想からして望ましいことである。

このような活動の盛り上がりを一時のブームにしてしまわないために、行政側に求められることは、ボランティアを市民の自発的な活動と位置づけた上で、市とボランティアの役割分担を明確にし、ボランティアの意欲を削ぐことのないよう、さらに意欲の向上をはかるような対応が基本となる。そのためには、ボランティアの責任・対価・契約のあり方、訓練・情報提供、専門職員との関係、募集のしかた、行政組織内の調整など、検討事項は多々ある。市は、ボランティアセンター武蔵野や各種グループと協議しながら、ボランティア登用のルールを研究し、誰もが気持ちよく参加できる透明性の高いしくみを整備する。

■コミュニティセンター配置図



- ① 境南コミュニティセンター
- ② 西久保コミュニティセンター
- ③ 中央コミュニティセンター中町集会所
- ④ 吉祥寺東コミュニティセンター
- ⑤ 吉祥寺北コミュニティセンター
- ⑥ 本町コミュニティセンター
- ⑦ 八幡町コミュニティセンター
- ⑧ 関前コミュニティセンター
- ⑨ 御殿山コミュニティセンター
- ⑩ 中央コミュニティセンター
- ⑪ 桜堤コミュニティセンター
- ⑫ 吉祥寺南町コミュニティセンター
- ⑬ 緑町コミュニティセンター
- ⑭ 西部コミュニティセンター
- ⑮ 吉祥寺西コミュニティセンター
- ⑯ けやきコミュニティセンター
- ⑰ 本宿コミュニティセンター



阪神・淡路大震災は市民のボランティア意識を変える契機となりました。

(7) 都市・国際交流の推進

1) 国際交流・協力

国際社会における東西冷戦構造が崩れ、国際交流の課題は先進国と開発途上国との経済格差、地球規模の環境問題へと移ってきた結果、自治体やNGOによる国際協力への期待が高まっている。これまでも、ルーマニア（ブラショフ市）への日本語教師の派遣や、楽器修理者派遣、ハバロフスクとの野鳥交流、日本語教室など地域社会に密着し、日常生活に根ざしたきめ細かな交流・協力を実施している。このような地方自治体にふさわしい領域での協力事業を重視しつつ国際交流を進める。

また、平成8年7月に出された国際交流市民委員会の提言にある国際交流協会の組織の見直しについては、地域のNGOとの連携や市民の国際交流・協力への積極的な参加を推進するものとして検討をおこなっていく。また、国際交流・協力のための施設については、さらに検討していく。



ブラショフ市で日本語を教える市民。顔の見える国際協力です。

2) 都市交流・協力

姉妹友好都市との関係においては、セカンドスクールの実施や災害時の物資援助や職員派遣などの協力態勢などをふくめて、連携を強化する。

また、ボランティアによる援農支援システムの創設など都市と農村を結ぶ新たなシステムも検討していく。

3) 外国人市民へのサービス

外国人市民に対する行政サービスの向上をめざして、窓口対応、情報提供、相談など、よりきめ細かな体制を整備して、住みやすいまちづくりを進める。そのために、外国人市民会議など、意見や要望が市政に反映されるしくみについて検討をおこなう。

■国内姉妹・友好都市地図



(青字：姉妹都市、黒字：友好都市)